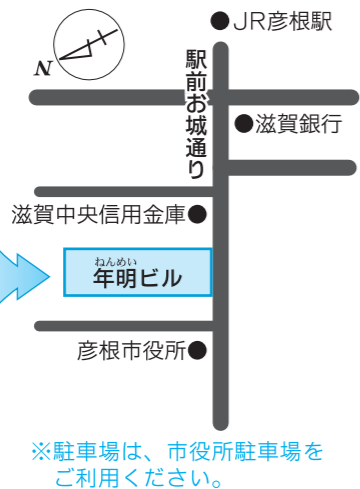


彦根市上下水道料金 お客様サービスセンター
 受託業者
 (株)エコシティサービス
 所在地
 旭町1-22(年明ビル2階)
 連絡先
 ☎27-2802、FAX27-2803
 窓口開設時間
 月～金曜日 8:30～19:00
 土・日曜日、祝日 9:00～17:00



10月1日(水)から 上下水道料金の窓口が変わりました
上下水道部業務課

彦根市は、10月1日(水)から、上下水道の受付・検針や、上下水道料金に関する業務を、(株)エコシティサービスに委託しました。これにともない、これらの業務の窓口が、彦根市役所から変わり、窓口の開設時間も拡大されます。

新しい窓口の場所などは、左の図のとおりです。今回お知らせする内容は、彦根市ホームページにも掲載しています。

お客様サービスセンターのサービス

- 水道使用の開始・休止(開栓・休栓)・名義変更のお申し込み
- 上下水道料金(使用料)のお支払い
- 口座振替等支払い方法のご相談
- 検針に関するお問い合わせ

※このほか、お客様サービスセンターでは、「未納料金督促などの滞納整理」「給水停止措置など、市の行う業務の補助」「メーターの検針や交換」を取り扱います。

ご注意ください

- 受託業者の職員は、検針や料金滞納整理のための訪問時には、市の発行する身分証明書を携行します。
- 市と受託業者は、料金収納の業務や個人情報、法令に基づいて取り扱います。上下水道業務以外に個人情報などを使用することはありません。
- 未納料金に関する法的措置(司法上の手続き)や、給水停止など、市が法令に基づいて意思決定を行うものは、これまでどおり市が行います。
- 業務窓口が変わることによって、水道使用者の皆さんが、現在の水道使用申込内容や、料金の支払いについて変更の手続きをする必要はありません。
- 10月から、皆さんに送付する納付書や検針票などの書類は、差出人欄が、「彦根市水道部・下水道部」から、「彦根市上下水道料金お客様サービスセンター」に変わります。
- 10月以降に発行する、納付書などの書類は、黒色の1色刷になります。また、様式も一部変わります。

平成20年度 下水道排水設備工事責任技術者試験
下水道部管理課

・9月までに発行した納付書などの書類は、10月以降も有効です。納付書は、そのままお支払いに使えます。

・納付書や、検針票において、これまで、「検針番号」と表示していた番号は、10月以降は、「お客様番号」または、「台帳番号」と表示されます。

・水道加入工事や、給水装置の改造など、工事に関する申し込みは、これまでどおり、(下水道部窓口(工務課)で取り扱います。

・10月から新しいコンピュータシステムを使用します。新しいシステムでは、使用する文字がJIS標準字体となります。

問い合わせ先 (下水道部業務課 ☎22-7222番、FAX24-4054番)

試験日 平成21年2月23日(月)午後2時～

試験会場 立命館大学びわこ・くさつキャンパス(草津市野路東一丁目)

申込書配布・受付期間 10月14日(火)～11月13日(土・日曜日と祝日は除く)の午前8時30分～午後5時15分

※受付は、10月27日(月)から

申込書配布・受付場所 (下水道部管理課(市民会館1階))

問い合わせ先 同課 ☎22-54588番、FAX22-54333番

芸術の秋

各地区公民館、東山会館、人権・福祉交流会館(WAとねす春日)で文化祭を開催します。

会場では、絵画や生け花など、施設を利用している人たちの作品の展示などを行っています。

詳しい内容については、各公民館・会館にお問い合わせください。

～公民館・会館の文化祭に行ってみよう～

館名	開催日	館名	開催日
鳥居本地区公民館 ☎26-1922	11月1日(土)・2日(日)	南地区公民館 ☎25-5177	11月8日(土)・9日(日)
東地区公民館 ☎24-4951	11月1日(土)・2日(日)	河瀬地区公民館 ☎28-1000	11月8日(土)・9日(日)
西地区公民館 ☎24-2957	10月25日(土)・26日(日)	稲枝地区公民館 ☎43-4041	11月2日(日)・3日(月)
旭森地区公民館 ☎26-0675	11月8日(土)・9日(日)	東山会館 ☎23-3582	10月25日(土)・26日(日)
中地区公民館 ☎24-0801	10月18日(土)・19日(日)	WAとねす春日 ☎25-0164	10月18日(土)・19日(日)

ご意見をお待ちしています
彦根市人権施策基本方針案

人権が尊重され、差別のない明るく住みよい社会を築いていくためには、彦根市として、どのような方向で、何を重点的に、またどのような内容で取り組むのかを明らかにする必要があります。こうしたことから、彦根市としての今後の人権施策の基本方針を定めることとしました。

この方針案について、皆さんのご意見を募集します。いただいた意見などは、市に対する考え方とともに整理したうえで公表します。なお、いただいた意見に対して個別に回答はいたしませんのであらかじめご了承ください。

基本方針案の公開場所 (人権政策課、情報公開コーナー(市役所1階)、支所各出張所、各地区公民館、彦根市ホームページ)

提出期限 10月30日(木)

提出方法 (人権政策課に直接お持ちいただくか、郵送、ファクス、Eメールで提出してください。)

提出・問い合わせ先 (人権政策課 ☎522-8501 元町4-2) ☎30-6115、FAX22-1398、Eメール:jinken@ma.city.hikone.shiga.jp

犬・猫はマナーを守って飼いましょー!
(市)健康管理課

ペットは、家族の一員や人生のパートナーとして扱われるようになりまし。しかし、一部のマナーを守れない飼い主による放し飼いや、道路や公園などの犬・猫のフンの放置のため、マナーを守っている飼い主や周囲の人々は大変迷惑をしています。

家族の一員であるペットが、誰からも愛される社会をつくるためにも、飼い主として次のマナーを守りましょー。

終生飼育する 飼育できなくなったなら、責任を持って新しい飼い主を探ましょー。捨てられた犬や猫は、野良犬・野良猫となって不幸な生活を送ることになります。

犬や猫などの愛護動物を虐待したり、遺棄したりした場合、50万円以下の罰金が課されることあります。

犬のフンは持ち帰る 犬の散歩にはフンが付きものです。道路や公園などでフンをしたら、スコップなどで取り、袋などに入れて必ず持ち帰りましょー。

犬はリードにつなぐ 犬のリードを離して、飼ったり散歩させたりすることは、たいへん危険です。必ずリードにつなぐかサークルなどの囲いの中を飼いましょー。

犬は吠えないようにしつける 犬はむやみに吠えないようにしつけましょー。

猫は室内で飼育する 猫を飼ったら、小さい時から決められた場所で排便するようにしつけ、室内飼育に努めましょー。

迷子の対策をする 飼い犬や飼い猫の迷子の問い合わせが増えています。犬には鑑札と狂犬病予防注射済票、連絡先が書いてある迷子札をつけましょー。猫にも連絡先が書いてある迷子札をつけましょー。

問い合わせ先 (市)健康管理課 ☎5870番、FAX24-0816番、FAX24-5870番

長寿医療(後期高齢者医療)制度に加入する皆さんへのお知らせ
 お勤めしている家族の健康保険などの被扶養者だった人も、10月から保険料の負担が始まります

	4月	10月(現在)	平成21年4月	平成22年4月
均等割額	4月から9月まで 均等割額はかかりません	10月から平成21年3月まで 均等割額 ^{※1} (半年分)の10%を負担していただきます ^{※2} (半年で1,908円)	平成21年4月 均等割額 ^{※1} の50%を負担していただきます(年間で19,087円)	平成22年4月 均等割額 ^{※1} の50%を負担していただきます(年間で19,087円)
所得割額	平成22年3月までは、所得割額はかかりません(0円)			

※1 均等割額は、38,175円です。
 ※2 年度途中から加入した人については、この額と異なります。詳しくはお問い合わせください。

社会保険料控除の申告について

長寿医療(後期高齢者医療)保険料の、平成20年中の普通徴収金額(個人納付)については、平成21年1月にそれぞれの納付義務者に通知します。実際に負担した家族の人の社会保険料控除に使うことができます。

また、特別徴収金額(年金からの天引き)については、平成21年1月に、各年金支払者から通知がある「源泉徴収票」の社会保険料控除欄に記載されます。年金受給者本人の社会保険料控除にしか使えません。

保険料の納付方法は、基本的には年金からの天引きですが次の人は、年金からの天引きに代えて、保険料の口座振替ができるようになりました

- 過去2年間、国民健康保険の保険料の納め忘れがなかった本人が口座振替で支払う場合
- 年金収入180万円未満の人で、世帯主や配偶者が本人に代わって口座振替で保険料を支払う場合

問い合わせ先 (市)保険年金課 ☎30-6112、FAX21-2220